

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 19 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K02192

研究課題名(和文) グローバル社会における正義論と道德心理学の再接続

研究課題名(英文) Reconnecting theory of justice and moral psychology in a globalizing society

研究代表者

神島 裕子 (Kamishima, Yuko)

立命館大学・総合心理学部・教授

研究者番号：60449329

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、初年次にロールズ『正義論』の第三部の精読と関連する道德心理学の理論研究を行い、二年次にロールズの「対等な市民としての暮らし」というアイデアを膨らませた「対等な間柄にある存在者」というアイデアを用いて外国人ケアワーカーの社会的包摂について考察し、国際学会で研究発表を行った。また、ドイツのミュンヘンでケアワーカーに関するフィールドワークを行った。この過程で、国内外の他者とケアの関係性を結ぶためのケイパビリティの重要性が明らかになった。三年次には、諸個人の道徳的な行為者が、国境を越えて醸成されるケアを与え与えられる関係性のなかで高められるという正義構想について、国際学会で報告した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ケアワーカーの国際移動には様々な問題があり、出入国の制限を設けることでそうした問題を解消することはできるが、他方で移動の自由を含め、諸個人が各々の善い生へのケイパビリティを身につけたりそれを行使したりすることは阻害されることになる。本研究では、ケアワーカーは国境を越えることで自らのケイパビリティを高めると同時に、ケアの受け手側のケイパビリティも高めうることを明らかにすることができたと同時に、このポジティブな側面を保護するための正義にかなった制度の必要性を指摘することもできた。EPAや外国人技能実習生制度を通じて外国人ケアワーカーが増えつつある日本において、本研究の社会的意義は小さくない。

研究成果の概要(英文)：This research investigated how the theory of justice and the moral psychology are related in a globalizing society with a particular focus on the global care chain. Based on the reading of John Rawls's A Theory of Justice and the related literature on moral psychology, it worked out an idea "equal beings" which was drawn from Rawls's idea of "equal citizenship" to conceive social inclusion of foreign care workers. Also by introducing the capability approach, it conceptualized the relation between agents of care and receivers of care who are able to develop their own capabilities including the moral ones in this globalizing world. Overall, this research suggests that moral agency and the just socio-economic system can be cultivated simultaneously.

研究分野：政治哲学

キーワード：ケア ケイパビリティ 正義

1. 研究開始当初の背景

1990年代以降、急速に研究が進んだ「グローバルな正義」というテーマにおいて、当初は貧困や格差の解消、次いで人権の保障がクローズアップされるなか、国境を越える空間を対象とする正義構想をいかにして正当化するかという課題が、熱心に取り組みられてきた。例えばジョン・ロールズが『正義論』で使用した契約論の拡張適用説、トマス・ポグゲによって提示された「消極的義務」違反とその匡正説、さらにマーサ・ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチなどが、コスモポリタニズムという思想と結びつくかたちで、展開されてきた。こうした説明の競合には決着はついていないが、いずれも人権を基本的価値としていることに変わりはない。そのため問題は、国境の向こう側に存在する人々(「彼ら」)の人権保障は国境のこちら側(「われわれ」)の義務であるのか否かというものではなく、「彼ら」に対する「われわれ」の義務(コスモポリタニズム的義務)とナショナルな義務のバランスをどう取るかというものになっている。このように「グローバルな正義」というテーマにおいては現在、「弱いコスモポリタニズム」が共有されている状況があると言える。

この理論的動向のなかで、従来の「グローバルな正義」という研究テーマにおいては、正義の担い手である人々の道徳能力をどのようにして確保するかに関する考察が不足している。一部の例外は、生命、(身体的・精神的)健康、身体的保全、感覚・想像力・思考、感情、実践理性、関係性(A:他者との関係を築くこと、B:自尊を保つことができること)、動植物や自然との共生ができること、遊び、自己の環境の管理(A:政治参加、B:所有権、労働権、平等権、法の支配)という10種類のケイパビリティを中心に据えた、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチにもとづく正義論である。自らのエンパワメントに加えて、他者の境遇に対して想像力を働かせ、共感し、その改善にコミットすることのできる行為者の育成が視野に入れられているのである。このような道徳的行為者の成り立ちに関する議論は、正義構想の安定性のために避けて通ることができない。というのも、仮に国境を越える正義を理論的に正当化することができたとしても、その理論が指し示す制度改革や態度変容を担う人間がいなければ、理想は絵に描いた餅で終わってしまうだろうと考えられるからである。

このことは非常に重要な問題である。なぜならヨーロッパへの移民の流入に関するデイヴィッド・ミラーの著書(David Miller, *Strangers in Our Midst*, Harvard University Press, 2016)が示唆しているように、「弱いコスモポリタニズム」はナショナリスティックな感情によっていとも簡単に揺さぶられ、伝統的とされるネーションの維持のために移民の受け入れを拒絶する議論に陥りやすいからである。ミラーが『国際正義とは何か グローバル化とネーションとしての責任』(風行社、2011年)(原題 *National Responsibility and Global Justice*, Oxford University Press, 2007)で、「弱いコスモポリタニズム」とナショナリズムの両立可能性を主張し、世界のあらゆる場所の人びとの人権保障を意味するグローバル・ミニマムに抵触するナショナルな政策を正義にもとめるものとしていたことからすると、コスモポリタニズムとナショナリズムの両立を試みる理論は不安定であることがわかる。このような理論では、様々な原因によって状況が緊迫するなか、国内の「彼ら」である弱者(マイノリティ)への差別的な感情および行為が増すという憂慮すべき事態に対して、そうした事態を「彼ら」の排除によって打開するという処方箋しか出せないのではないかと、これが研究開始当初の背景であった。

2. 研究の目的

以上を踏まえて、本研究ではロールズの『正義論』の第三部における議論をつぶさに検討しながら、グローバル社会における正義にかなった制度とそれを支える道徳的行為者に関する研究を行うことを目的とした。

具体的目標は、相互に関連する以下の2つであった。

(1) ロールズ『正義論』の第三部の批判的検討

現代の正義論は、ピーター・シンガーらの帰結主義などの一部の例外を除いて、ロールズの『正義論』によって議論のかなりの部分が規定されている。ロールズは「諸目的」と題された『正義論』の第三部で、人々がいかにして正義にかなった社会を支える道徳的行為者になりうるかを、道徳心理学者ジャン・ピアジェと、ピアジェ派の道徳心理学者ローレンス・コールバーグの説に依りつつ説明している。本来であれば、ロールズ正義論の全体的な成功はこの説明の成功にかかっているとしてみても過言ではないが、第三部の叙述が難解であることもあり、本格的な検討はほとんどなされていない。ロールズ正義論におけるピアジェ派の道徳発達説、より具体的には人々の正義感覚の発達におけるピアジェ派の道徳発達説の有効性に関する議論は、いちど精査されることが望ましいのではないかと、本研究ではこの第三部を批判的に検討し、正義論と道徳心理学との協働の意義を、グローバルな正義の文脈にお

いて確認する。

(2) 日本への移民(ケアワーカー)に関わる倫理的問題の考察

国内の「彼ら」である弱者(マイノリティ)への差別的な感情および行為が増しているという憂慮すべき事態は、今日の日本でも生じている。ここでの弱者には、アメリカ政府から強制労働につながっていると指摘されている制度を通じて来日した外国人技能実習生や、経済連携協定(EPA)を通じて来日し国家試験を受けた外国人看護師・介護士も含まれる。従来、国際的なケアワーカーの移動は貧困問題や構造的不正義の問題として論じられることが多かったが、本研究では別の角度から、すなわち外国人ケアワーカーの人権を受け入れ側である日本国内でどのようにして保障できるのか、またそのためにはどのような正義感覚が人々において必要なのかという切り口で迫りたい。同様の切り口で国際的なケアワーカーの移動に伴う諸問題に取り組んでいるのは、ニュージーランドのオークランド大学の哲学者ジリアン・ブロックである(Gillian Brock, *Global Justice: A Cosmopolitan Account*, Oxford University Press, 2009, Gillian Brock & Michael Blake, *Debating Brain Drain*, Oxford University Press, 2015)。ブロックはロールズ流の契約論的手法を用いてグローバルな正義の構想を行っているが、それに際して心理学的知見を構想の正当化に用いており、その意味でも本研究を遂行するうえで不可欠な先行研究となっている。

3. 研究の方法

本研究では、以上の研究目的を効率的に達成するため、初年度は基礎作業段階として、『正義論』第三部や関連書籍を原著と付き合わせながら精読しつつ、ロールズの『正義論』における正義論と道徳心理学の接続性を検討した。また、南アフリカ共和国で開催された人間開発とケイパビリティ学会に参加し、次年度以降に予定していたフィールドワークの支援者との交流を深めた。次年度以降は展開段階として、ケアワーカーの国際移動をケーススタディとして正義論と道徳心理学の再接続を試みた。その過程でドイツでのフィールドワークを行い、国際学会での3度の研究発表を通じて広く意見交換を行った。

4. 研究成果

ロールズは『正義論』の第三部で主にピアジェとコールバーグの道徳性の発達論を引き合いに出しつつ人々の正義感覚の陶冶について論じたが、それは正義にかなった国家を外延とする諸制度との関係においてであった。だが、例えば日本で言えばEPAや外国人技能実習制度など、ロールズが想定していなかった種類の制度が存在している。またロールズは、正義感覚は家庭で育まれるものとしながらも、家庭が家長の包括的世界観によって支配される可能性を許容してしまっていた。だが現実には、家族は様々に異なる善い生の構想を持ちうる諸個人の集まりである。また、人々の正義感覚を陶冶する場は多岐にわたり、家庭だけとは言えない。

ロールズ『正義論』は、人々の正義感覚は正義にかなった制度の中で陶冶されると示唆したが、正義にかなった制度が確立する以前においても、人々の正義感覚を磨くことは可能であり、実際もそうせざるをえないことが多い。そして、様々な理由から国境を越えて移動するケアワーカーの居場所は、ケアを与える側と与えられる側の双方にとって、その実践場となる。ケアワーカーの国際移動には様々な問題があり、ナンシー・フレイザーが“Contradictions of Capital and Care”(New Left Review, 2016)で指摘しているように、資本主義の最新段階である金融資本主義のもとでは再生産領域(社会領域)と生産領域(経済領域)の分断化と前者の后者への従属化とが一段と進み、再生産領域でケアワークに従事している女性の貧困化は世界的に悪化している。国際移動をするケアワーカーは女性だけではないとはいえ、主に女性が従事しているケアワークの搾取が深刻化する中、ブロックらの提案にあるようにケアワーカーの出入国を制限することでそうした問題を解消することができるかもしれない。だがそれでは、移動の自由を含む、個人の善い生へのケイパビリティが阻まれてしまい、リベラリズムの理念に反することになる。ラトガー・クラッセンが著作で主張しているように(Rutger Claassen, *Capabilities in a Just Society: A Theory of Navigational Agency*, Cambridge University Press, 2018)、個人が自らの人生の舵取りをする行為者性(navigational agency)は尊重されるべきである。

以上のような考察を踏まえた本研究では、ドイツでブラジルからのオペア(aupair)とオペアの受け入れ家庭へのインタビューを通じて、ケアワーカーは国境を越えることで自らのケイパビリティを高めると同時に、ケアの受け手側のケイパビリティも高めていることを明らかにすることができた。同時に、このようなポジティブな可能性を保護するための正義にかなった制度、つまり人権を保障する制度の必要性を指摘することができた。このことは「誰一人として取り残さない」(“Leaving no one behind”)というSDGs(持続可能な開発目標)の中心理念とも一致する。EPAや外国人技能実習生制度を通じて外国人ケアワーカーが増えつつある日本において、本研究の社会的意義は小さくないと思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Yuko Kamishima	4. 巻 20(2)
2. 論文標題 Political Justice and the Capability for Responsibility	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Critical Horizons	6. 最初と最後の頁 145-160
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） http://dx.doi.org/10.1080/14409917.2019.1596214	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 Yuko Kamishima
2. 発表標題 Political Agency and the Sense of Justice: A detour path to an inclusive society
3. 学会等名 Human Development & Capability Association (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yuko Kamishima
2. 発表標題 Capability to Responsibility for Democratic Justice
3. 学会等名 24th World Congress of Philosophy (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yuko Kamishima
2. 発表標題 Agents of Care in the Connected World: Co-developing our Capabilities
3. 学会等名 Human Development & Capability Association
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----